

差別事象等発生時の対応について

令和7年2月

八尾市 人権政策課

目 次

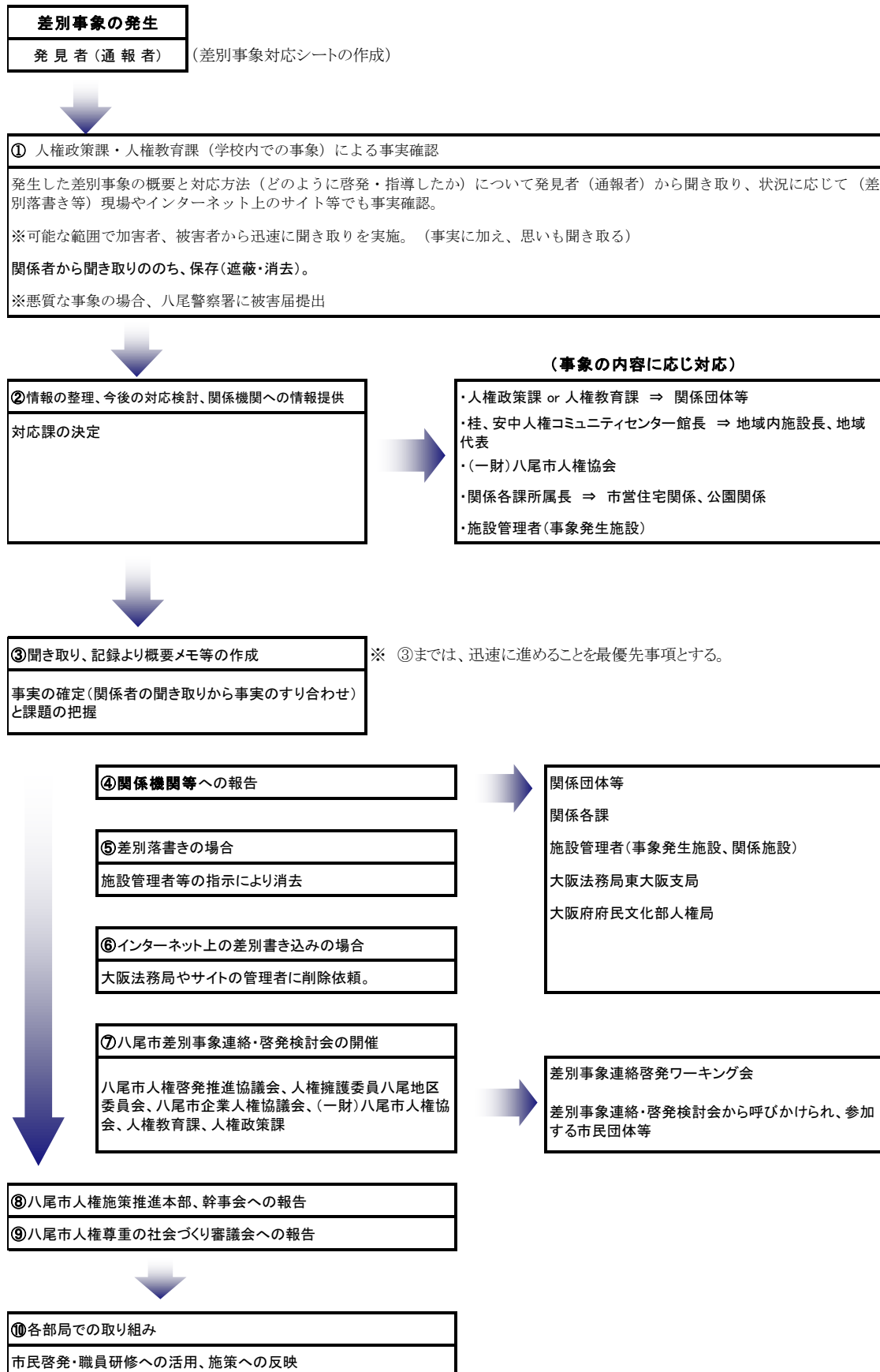
1. 差別事象発生後の対応図	2
2. 差別落書き発生時	4
3. 差別発言発生時	6
4. インターネット上の差別書き込み等発生時	8
5. 差別事象一覧（令和5年度）	14
6. 「同和地区」に対する問い合わせ事象発生時	16
7. えせ同和行為対応の手引	32
8. その他（基礎知識）	37

1. 差別事象発生後の対応図

◆危機管理想定マニュアル

人権侵害(差別事象の対応) ※差別落書きや差別発言、インターネット上の差別書き込みも含む。

差別事象発生後の対応図



【参考】

差別事象対応シート

番 号

【基本情報】 記載日 令和 年 月 日() 記載者 (所属:)

事 象	同和問題 外国人 障がい その他()	手 段	発言 落書き 文書 インターネット上 その他()
発見・発生日時	令和 年 月 日() 時 分頃	発見者・通報者	
場 所			
行 為 者	(年齢・年代)		(職業等)
被 害 者			
その他の関係者			
関係機関等			
事象の概要	(いつ、どこで、誰がいるところで、誰から誰に対して、どんなことが(内容)、問題と感じたところ、発生要因等)		
※発言等は発せられたままと記述			
初期対応の状況			
<発言の場合:問題点を 指摘済 ・ 未指摘 指摘した人 (所属等) > <落書き・文書の場合: 画像撮影 ・ 未撮影 > <インターネット上の場合:画像撮影 ・未撮影>…投稿画面添付			

2. 差別落書き発生時

職員の対応

職員が市役所内及び市内で差別落書きを発見した場合は、以下のとおり対応する。

- ① 差別落書きを発見した場合はすぐに、人権政策課に連絡をする。

人権政策課 TEL072-924-3830 内線 2296 ✉ jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

- ② 落書きを遮蔽する。

(例：紙を貼る。封鎖する。その場への出入りを禁止する等。)

落書きは、消したり触ったりせず（指でなぞったりすると消える場合があるため）、差別落書きは人の心を傷つける人権侵害であるため、目にふれないようにする必要がある。そして、関係者で現場確認し、今後の啓発に活かす必要がある。また、今後、警察へ被害届を提出する場合があるため、現場を保存する必要がある。

※ 遮蔽方法

- ・トイレ等の場合は、扉を閉じるか『使用禁止』の表示をする。
- ・通路の壁など通行止めにはできない場合は、透けない紙等で覆い隠す。

- ③ 記録する。

発生場所、想定される発生時間、発見時間、発見者、その後の対応等の差別事象対応シートを作成し、速やかに人権政策課へ連絡する。

※差別事象対応シートの作成が間に合わない場合でも、概要を人権政策課へ連絡する。

人権政策課 TEL072-924-3830 内線 2296

人権政策課の対応

市民及び職員、関係機関等から人権政策課に差別落書き発見の連絡があった場合は、以下のとおり対応する。

① 差別事象対応シートに基づき、現場確認する。

- ・ 関係機関とともに、現場を確認し、事象の記録をとる。

- i : 写真を撮影する。

- ii : トレースをとる。

- iii : 大きさ等を計測し、内容を記録する。

- iv : 発見時の状況等を聞き取りする。

- v : 事象発生箇所周辺に他に落書きがないか点検を施設管理者へ依頼する。

- ・ 差別落書きを遮蔽する。

現場確認が終わった時点で、施設管理者等または現場確認者が差別落書きを遮蔽する。

② 速やかに関係機関等へ情報提供する。

関係機関等：桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、
人権教育課、(一財)八尾市人権協会、関係団体等（発生事象の人権課題
に対応した団体）、施設等管理者（事象発生施設等）

③ 聞き取り、事象の記録より差別事象対応シートを作成

悪質な事象の場合は八尾警察署へ連絡し、被害届を提出するよう施設管理者へ依頼する。被害届は、器物損壊などの実害がある場合に提出されることが多い。

④ (差別性ありと判断した場合)関係機関等へ報告

差別性ありと判断した場合は、人権政策課または人権教育課から大阪法務局東大阪支局、大阪府府民文化部人権局へ書面で報告する。

⑤ 差別落書きを消去する。

上記①～④が終了した時点で、施設管理者等によって（もしくは、施設管理者の指示によって）、差別落書きを消去する。

⑥ 八尾市差別事象連絡・啓発検討会の開催（定例）

八尾市人権啓発推進協議会、人権擁護委員八尾地区委員会、八尾市企業人権協議会、
(一財)八尾市人権協会、人権教育課、人権政策課から派遣された委員によって事象
への対応について検討する。また、必要に応じてワーキング会を開催する。

⑦ 八尾市人権施策推進本部、幹事会への報告

⑧ 八尾市人権尊重の社会づくり審議会への報告

⑨ 各部局での取り組み

市民啓発や職員研修の機会を通じて、事象を活用した啓発等を行うとともに、今後の人権施策への反映を図る。

3. 差別発言発生時

職員の対応

職員が電話や窓口等で対応中に差別発言が発生した場合は、当該対応中の職員が以下のとおり対応する。

※ 発言内容は、直接・間接的を問わず、さまざまな人権問題に関連する差別的な意味合いを含むものとする。

① 発言に至った理由や背景を聞く

間違った認識や偏見について啓発を図っていく必要があり、十分に相手の考えや意図を聞き取る必要がある。

(例)「なぜ、そのようなことを聞くのですか？」

② 差別性を指摘する

問題点を指摘しながら、相手に差別発言であることを認識してもらう必要がある。

(例)「そのようなことをお聞きになることは、差別になります。」

③ 差別性のある問い合わせには答えない

八尾市では、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」や「八尾市人権教育・啓発プラン（改定版）」に基づき、差別のない一人ひとりの人権が尊重されるまちづくりを進めていることを相手に理解してもらう必要がある。

(例)「差別をなくす取り組みを進めており、そういったお問い合わせには、お答えできません。」

④ 啓発につなげる

電話や窓口等の対応中であるため、その場で十分な啓発を行うことができない場合は、場所を変えるか、もしくは時間を改めて啓発できるよう努める必要がある。

(例)「もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。このようなことが差別になることについて、改めてご説明させていただきます。」

⑤ 差別事象対応シートを作成し、人権政策課に連絡する。

対応が終わりしだいすぐに発生場所、発生時間、対応者、その後の対応等の差別事象対応シートを作成し、速やかに人権政策課へ連絡する。

※ 差別事象対応シートの作成が間に合わない場合でも、概要を人権政策課へ連絡する。

人権政策課 TEL072-924-3830 内線 2296 ☒ jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

人権政策課の対応

市民及び職員、関係機関等から、人権政策課に差別発言発生連絡があった場合は、以下のとおり対応する。

- ① 差別事象対応シートに基づき、事象の内容を確認する。

通報者に発生時の状況等を聞き取りする。

- ② 速やかに関係機関等へ情報提供する。

関係機関等：桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、
人権教育課、（一財）八尾市人権協会、関係団体等（発生事象の人権課題に対応した団体）、施設等管理者（事象発生施設等）

- ③ 差別事象に該当するかどうかについて、検討する。

人権政策課、人権教育課で情報共有を行い、状況によっては、関係団体等（発生事象の人権課題に対応した団体）に相談しながら検討する。

- ④ （差別性ありと判断した場合）関係機関等へ報告

差別性ありと判断した場合は、人権政策課または人権教育課から大阪法務局東大阪支局、大阪府府民文化部人権局へ書面で報告する。

- ⑤ 八尾市差別事象連絡・啓発検討会の開催（定例）

八尾市人権啓発推進協議会、人権擁護委員八尾地区委員会、八尾市企業人権協議会、（一財）八尾市人権協会、人権教育課、人権政策課から派遣された委員によって事象への対応について検討する。また、必要に応じてワーキング会を開催する。

- ⑥ 八尾市人権施策推進本部、幹事会への報告

- ⑦ 八尾市人権尊重の社会づくり審議会への報告

- ⑧ 各部局での取り組み

市民啓発や職員研修の機会を通じて、事象を活用した啓発等を行うとともに、今後の人権施策への反映を図る。

4. インターネット上の差別書き込み等発生時

職員の対応

職員が、本市に関する内容のインターネット上の差別書き込み等を発見した場合は、以下のとおり対応する。

- 差別書き込み等を発見した場合は、差別事象対応シートを作成し、速やかに人権政策課に報告する。

本市に関する内容のインターネット上の差別書き込み等を発見した場合の状況について、サイト名、URL等、想定される発生時間、発見時間、発見者、差別書き込みと判断した理由、その後の対応などを人権政策課に報告する。

(例：市内の同和地区に関する差別的な書き込み等)

人権政策課 TEL072-924-3830 内線 2296 ✉ jinkenseisaku@city.yao.osaka.jp

人権政策課の対応

市民及び職員、関係機関等から人権政策課に、本市に関する内容のインターネット上の差別書き込み等発見の連絡があった場合は、以下のとおり対応する。

通報を受け

① 差別事象対応シートに基づき、インターネット上のサイトを確認

- ・インターネット上のサイトを確認する。

- i : P D F等のデータで保存する。

- ii : 差別書き込み等発見時の状況等を聞き取る。

- ※市民からの通報の場合

- 大阪府インターネット誹謗中傷・トラベル相談窓口「ネットハーモニー」を案内する。

- ⇒次頁に開設日時等を掲載。

- iii : 差別書き込み等の内容、意図を確認する。

- iv : サイト内に他の差別書き込み等がないかを確認し、差別書き込み等があれば上記 i ~ iii の対応をする。

- ・ S N S 上、把握できる範囲で投稿者を調査する。

- ・ 特に緊急性を要する事象で削除要請が必要なものは、大阪府へ速やかに報告する。

② 速やかに関係機関等へ情報提供する。

関係機関等：桂人権コミュニティセンター、安中人権コミュニティセンター、人権教育課、（一財）八尾市人権協会、関係団体等【発生事象の人権課題（同和問題・外国人・障がい者・高齢者など）に対応した団体】、施設等管理者（事象発生施設等）

③ 差別事象に該当するかどうかについて、検討する。

人権政策課、人権教育課で情報共有を行い、状況によっては、関係団体等（発生事象の人権課題に対応した団体）に相談しながら検討する。

④ 差別事象対応シートに基づき、削除要請する。

事象の記録より速やかに大阪法務局やサイトの管理者等に削除依頼する。

⑤ （差別性ありと判断した場合）関係機関等へ報告

人権政策課から大阪法務局東大阪支局、大阪府府民文化部人権局へ事象内容を書面で報告する。

また、市内の学校や児童に関する書き込みの場合も、人権教育課と情報共有し書面で報告する。

⑥ 八尾市差別事象連絡・啓発検討会の開催（定例）

八尾市人権啓発推進協議会、人権擁護委員八尾地区委員会、八尾市企業人権協議会、（一財）八尾市人権協会、人権教育課、人権政策課から派遣された委員によって事象への対応について検討する。また、必要に応じてワーキング会を開催する。

⑦ 八尾市人権施策推進本部、幹事会への報告

⑧ 八尾市人権尊重の社会づくり審議会への報告

⑨ 各部局での取り組み

- ・ 市民啓発や職員研修の機会を通じて、事象を活用した啓発等を行うとともに、今後の人権施策への反映を図る。
- ・ 市政だよりや市ホームページを活用し、市民の誰もが加害者にも被害者にもならないように適時啓発をしていく。

※市民からの通報の場合

「大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例」に基づき設置された「ネットハーモニー」に案内することも可能。その場合、市民から直接、「ネットハーモニー」に連絡して大阪府が対応することになる。

大阪府インターネット誹謗中傷・トラブル相談窓口「ネットハーモニー」

<https://net-harmony.pref.osaka.lg.jp/soudan/>

電話相談 06-6760-4013

月曜日から土曜日

16:00-22:00（受付時間／21:30 まで）

第2日曜日

13:00-18:00（受付時間／17:30 まで）

※祝日及び年末年始を除く。

参考

大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例

現代社会に生きる私たちにとって、インターネットという便利なツールは、必要不可欠なライフラインとなってきた。私たちはその恩恵を享受し、離れた人々とのコミュニケーションを図ることや、多くの知識や情報を入手して、豊かで便利な生活を送りたいと願っている。

今後、「Society5.0」の到来により、私たちの生活はさらに変容し、社会の成長・発展をもたらす、インターネットは、より進化したコミュニケーションツールとなることが期待されている。

しかしながら、インターネットによるコミュニケーションによって、人生が豊かになる一方で、その使い方や投稿の表現等によって、人権が侵害され、誹謗中傷^{ひぼう}等で心が傷つき、最悪の場合、自ら命を絶ってしまう事態を招くこともある。

このようなことから、インターネット上の誹謗中傷等をはじめとする人権を侵害する投稿や発信を社会全体の仕組みの中で無くしていくことが重要であり、府民一人ひとりが加害者とならない意識をもち、府民の誰もが被害に遭わないよう、命の尊さや人間の尊厳を認識し、全ての人の人権が尊重される豊かなインターネット社会を創り続けていくことが大切である。

こうした認識の下、私たち一人ひとりがインターネット上をはじめ、あらゆる場において、人権を尊重し、たゆまぬ努力をもって、誹謗中傷等の人権侵害のない社会づくりを進めなければならない。

よって、ここに、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害を防止するための施策を推進し、インターネットによる被害から全ての府民を保護し、次世代に豊かな社会を継承すべく、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害を防止し、府民の誰もが加害者にも被害者にもならないよう、府の責務及び府民の役割を明らかにするとともに、府の施策の基本となる事項を定めることにより、これを推進することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 誹謗中傷等 インターネット上において、誹謗中傷、プライバシーの侵害及び不当な差別的言動（人種、民族、信条、性別、社会的身分、門地、障害、疾病、性的指向、性自認等の共通の属性を理由としてする侮辱、嫌がらせ等の言動又は当該属性を理由として不当な差別的取扱いをすることを助長し、若しくは誘発すると判断できる言動をいう。以下同じ。）等による権利を侵害する情報（以下「侵害情報」という。）、侵害情報に該当する可能性のある情報又は侵害情報には該当しないが著しく心理的、身体的若しくは経済的な負担を強いる情報を発信し、又は拡散することをいう。
- 二 被害者 誹謗中傷等により平穏な日常生活又は経済活動等を害された者をいう。
- 三 行為者 誹謗中傷等により被害者を発生させた者をいう。
- 四 インターネットリテラシー インターネットの利便性、危険性及び基本的なルールやマナーを理解し、インターネット上の情報を正しく取捨選択し、情報を適正に発信し、並びにインターネット上のトラブルを回避して、インターネットの特性を正しく活用する能力をいう。

(府の責務)

第三条 府は、行為者及び被害者を発生させないための施策、被害者を支援するための施策並びに行為者が再び誹謗中傷等を行うことを抑制するための施策を実施する。

(議会の責務)

第四条 議会及び議員は、この条例の趣旨にのっとり、不断の研鑽^{さん}によりインターネットリテラシーの向上に努め、府民の範となって活動し、及び行動する。

(府民の役割)

第五条 府民は、自らが行為者となることがないように、インターネットリテラシーの向上に努めるとともに、被害者が置かれている状況及び被害者の支援の必要性についての理解を深めるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等による人権侵害の防止の必要性の理解及びインターネットリテラシーの向上に努めるとともに、その事業活動を行うに当たっては、府が実施する第三条の施策に協力するよう努めるものとする。

(連携協力)

第七条 府は、第三条の施策を円滑に実施するため、国、市町村、支援団体その他の関係機関と連携協力を図らなければならない。

(基本的施策)

第八条 府は、次に掲げる施策に取り組むものとする。

- 一 府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーの向上に資する施策
- 二 被害者の心理的負担の軽減等に関する相談支援体制の整備
- 三 行為者の誹謗中傷等を抑制するための相談支援体制の整備
- 四 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な施策

(インターネットリテラシーの向上)

第九条 府は、府民の年齢、立場等に応じたインターネットリテラシーを学ぶ機会を提供するため、研修会、講演会等の開催のほか、教材等の紹介、情報提供等必要な施策を実施するものとする。

- 2 知事及び教育委員会は、児童及び生徒に対する前項の施策を実施するに当たっては、府立学校、市町村立学校及び私立学校と連携し、保護者の理解を図りながら取り組むよう努めるものとする。

(被害者の相談支援体制)

第十条 府は、被害者の不安、被害者に生じた不利益等を解消し、及び被害者が抱える心理的負担の軽減等を図るため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- 二 専門的知識を有する機関の紹介
- 三 前二号に掲げるもののほか、被害者の相談対応として必要な事項

- 2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

(行為者等の相談支援体制)

第十一条 府は、行為者の誹謗中傷等を抑制するため、相談支援体制を整備するものとし、次に掲げる事項を行うものとする。

- 一 相談内容に応じた必要な情報の提供及び助言
- 二 専門的知識を有する機関の紹介
- 三 前二号に掲げるもののほか、行為者の相談対応として必要な事項

- 2 府は、前項の相談支援体制の整備に当たっては、相談をする者が安心して話しやすく、相談しやすい環境づくりに努めるものとする。

- 3 府は、第一項に掲げるもののほか、自ら発信したインターネット上の情報に関して不安を抱える者の相談に応じるものとする。

(削除の要請等)

第十二条 府は、インターネット上において、特定の個人（府内に居住し、通勤し、又は通学する者をいう。）若しくは当該個人により構成される集団又は府内の特定の地域に関する不当な差別的言動に係る侵害情報があることが明らかであり、当該侵害情報による被害者からの申出があったときその他必要があると認めるときは、特定電気通信役務提供者（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第二条第三号に規定する特定電気通信役務提供者をいう。）に対する当該侵害情報の削除の要請又は国その他の関係機関に対する当該侵害情報の通報を行うことができる。

(説示又は助言)

第十三条 府は、前条の規定による要請又は通報を行ってもなお当該侵害情報が削除されない場合で、当該侵害情報を発信し、又は拡散した者が明らかであり、必要があると認めるときは、その者に対し、当該侵害情報の削除に向けた説示又は助言をすることができる。

(府民への啓発)

第十四条 府は、この条例の趣旨にのっとり、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の問題に関する府民の理解を深めるため、広報その他の啓発活動を行うものとする。

(審議会への諮問)

第十五条 知事は、第八条の規定より府が行う施策の検証並びに第十二条の規定による要請又は通報及び第十三条の規定による説示又は助言を行うに当たっての基本的な考え方等について、大阪府人権施策推進審議会に諮問し、その意見を聴くものとする。

(財政上の措置)

第十六条 府は、第一条の目的を達成するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めなければならない。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和四年四月一日から施行する。

(検討)

- 2 知事は、この条例の施行後一年を目途として、インターネット上の誹謗中傷等の人権侵害の防止及び被害者支援等に関する実効性のある施策、学識経験を有する者等で構成される当該施策に関する検討会議の設置等及び府の組織体制について検討を加え、その結果に応じて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。ただし、第一条及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 第二条の規定による改正後の大阪府インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例（以下「新条例」という。）第十五条の規定による諮問及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、新条例第十五条の規定の例により行うことができる。

5. 差別事象一覧（令和5年度）

差別事象等一覧（令和5年度）														
番号	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行為者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
1	障がい	発言	令和5年4月13日	市内フィットネスクラブ	本人からの申出	人権政策課 障害福祉課	フィットネスクラブのスタッフ	フィットネスクラブの利用者		電動車いすを利用する障がい者がフィットネスクラブを利用するにあたり電動車をいすの駐車場所の相談をしたところ、電動車いす利用者は来るべきではないと言われた。両手にも障がいがあるため、ロッカー鍵の手首への装着や、水泳キャップの装着の介助をスタッフに依頼したところ、個別サービスには応じられないとして断られた。	本人からの相談を受け、市が当クラブに事業確認を行ったのち、「安全確認は大切であるが、他のスタッフに引き継ぐ等の対応は可能であることから、合理的配慮に欠けており、また、電動車いすでの来場を想定せず、駐車を認めない時点で不当な差別的取扱いとなる。」と指摘し、対応について改善を求めた。			後日、本人を交えた当クラブとの協議を行い、雨天時は屋内に駐輪できるよう配慮するとともに、水泳キャップ等の装着介助に限り対応するとの提案があり、本人は了承された。協議後、当クラブに対し、スタッフに対するフィードバックや啓発について確認したところ、早速に実施するとの回答を得た。
2	外国人	発言	令和5年5月15日	市内小学校	教職員 おおよび 民族クラブ講師	人権教育課	小学生	講師		6時間目の民族クラブの活動中に、講師の先生が自己紹介をした際、参加児童が外国にルーツのある講師の名前をもじった発言をした。	発言を聞いた講師の先生から児童へ名前もいじりはいけないと指導があり、当該児童が在籍する学年でもルーツや名前の大切さについて指導を行った。			校内でも事象を共有し、8月29日に指導主事を講師とする校内研修を実施し、学校全体で取り組みを進めていくことを確認した。
3	同和問題	発言	令和5年5月22日	市内中学校	保護者	人権教育課	中学生	中学生		昨年度の3学期頃から、生徒Aに対して複数の生徒が「部落」「B」と呼んだり、名前を指す、生徒Aへの罵詈雑言を行うなど、保護者へも連絡、校内でこれまでの人権教育をふりかえるとともに、今後の人権教育の進め方を検討した。	生徒Aおよび関係生徒に対して聞き取りを行い、発言した生徒を指導、生徒Aへの謝罪を行うとともに、保護者へも連絡、校内でこれまでの人権教育をふりかえるとともに、今後の人権教育の進め方を検討した。			部落問題学習として、外部講師からの聞き取り等に取り組み、人権及び人権問題についての正しい理解と認識を深められるよう取り組んでいくことを確認した。
4	障がい	発言	令和5年6月15日	市内中学校	教職員	人権教育課	中学生	中学生		休み時間に教室で追いかけ合い、おしよけた生徒Aに付き、生徒Bが走るのをやめるように注意したが、走るのをやめなかったことから、生徒Aに対して「障がい者」と侮辱発言をした。	その場で発言を聞いた教職員が学年の教職員に情報共有するとともに、関係生徒から聞き取りを行い、発言をした生徒Bへの指導および生徒Aへの謝罪、同家庭への連絡を行った。			教職員間でも情報を共有して生徒を見守るとともに、今後の人権教育の取り組みについて改めて確認した。
5	外国人	発言	令和5年6月19日	市内中学校	教職員	人権教育課	中学生	中学生		2時間目の授業中、外国にルーツのある生徒Aが態度のよくなかった生徒Bに注意をした。その際、生徒Bが言い返して口論となり、生徒Aに対して「○○（○○は生徒Aのルーツのある国）へ帰れ」と発言した。	生徒Aが泣いていたところを教職員が発見。生徒A、Bの双方から事情を聞き、生徒Bへ指導。同家庭へ家庭訪問し、状況を説明した。			教職員間でも事象を共有するとともに、生徒たちの見守りおよび今後の人権教育に關しての取り組みのさらなる推進を確認した。
6	外国人	発言	令和5年7月6日	市内小学校	民族クラブ講師	人権教育課	小学生	講師		民族クラブ活動前に、参加児童がホワイトボードに外国関係児童が民族クラブの講師に謝罪の手紙を書き、民族クラブの講師に渡した。	教職員よりルーツや名前の大切さについて、関係児童に指導。関係児童が民族クラブの講師に謝罪の手紙を書き、民族クラブの講師に渡した。			校内でも事象を共有し、各学年でも名前について啓発指導を行うとともに、8月3日に教職員研修を実施し、今後も取り組みを推進することを確認した。

番号	①差別事象区分	②手段	③発見・発覚日時	④発見・発覚場所	⑤発見者・通報者	⑥関係機関	⑦行方者	⑧被害者	⑨その他の関係者	⑩事象の概要	⑪経過	⑫関係機関との調整内容	⑬当面の対応	⑭備考
7	同和問題	インターネット上の書き込み	令和5年11月7日	SNS	市民	人権政策課 人権教育課	投稿者	市民		SNS上の八尾市長の個人アカウントにおいて、令和5年11月7日に八尾市長が公務の様子を投稿した際に、個人アカウントで「(略)市の中の中学の給食の職員(公務員に部活の圧力が分かっていること)も御存知ですか?」などの差別性があるコメントの投稿があった。	市民からの通報により当該SNS上の差別的な書き込みが発覚した。 市長個人のアカウントであるが、掲示板等のサイトに書き込みがあった場合と同様に、大政法務局を通じて市長に伝えるとともに、大政法務局を通じてサイトの管理者に対し削除要請を実施した。 当該投稿は既に市長が削除済である。	⑬事象の概要について当該事実関係はなかつたことを教育委員会において確認済。	部落差別をはじめ、あらゆる差別をなくすため、引き続き人権啓発の取り組みを実施するとともに、インターネット上への差別的な書き込みに対応するため、差別事象対応マニュアルの改定を進める。	
8	外国人	発言	令和5年11月8日	市内路上	本人からの申し出	人権政策課 人権教育課	不明	市内小中学校の外国人通訳者		市内小中学校で通訳をしている外国人男性が市内を通行中、路上で40歳くらいの男性から「くそ外人〇〇」、「警察呼ぶぞ」、「国へ帰れ」と発言があった。	詳細について被害者からの聞き取りを実施。 同左		被害者が受けた発言内容は差別性があることを伝え、八尾市では差別をなくす取り組みを進めており、今後、「外国人に関する人権問題」をテーマに市民向けの講演会等を開催し、啓発に努めていく旨を伝えた。	
9	外国人	発言	令和5年11月14日	市内小学校	保護者	人権教育課	小学生	小学生		放課後のサッカー教室で、休憩中に児童Bの蹴ったボールが、外国にルーツのある児童Aの顔に当たった。児童Aが「やめろや」と言ったところ、児童Bが児童Aに対して「黙れ、〇〇人(〇〇は児童Aのルーツのある国)」と発言した。	児童Aが帰宅後、保護者に話したことから発覚。児童Bへの指導及び保護者へ連絡。児童B本人及び保護者が児童Aとその保護者へ謝罪。		教職員間でも事象を共有し、児童との関係を丁寧に扱うとともにめざすことも傳え改めて確認し、多文化共生教育のさらなる推進を図ることを確認した。	
10	同和問題	発言	令和5年11月16日	市内中学校	教職員	人権教育課	中学生	中学生		授業開始時に、普賢仲のよい生徒Aが別生徒と仲良くくべアワークをしているのを見て生徒Bが腹を立て、生徒Aに対して「育ち悪いな、部落か」と発言した。双方に聞き取りを行ったところ、生徒Bよりある公園で遊んだ際に「生徒C、生徒Dが『この辺は部落らしい』』と発言していたことも発覚した。	生徒A～Dへ聞き取りを行い、生徒B、C、Dへ指導するとともに、全保護者へ連絡。		教職員間でも事象を共有し、改めてこれまでの各学年における部落問題学習の取組みおよび系統性を再確認し、生徒が自身と向き合い、ふり返りながら正しい理解と認識を深められるような部落問題学習に取り組んでいくことを確認した。	
11	同和問題	発言	令和6年2月13日	人権政策課	職員	人権政策課	不明	市民		大阪市在住を兼ねる人から電話で、「八尾市には同和地区はあるのか、松井前大阪市長は同和地区の出身と聞いたことがあるが、八尾市には同和地区があるのではないか。」、「同和地区はあるのか、ないのか。』と八尾市内の同和地区に関する問い合わせがあった。	職員が、「なぜそのような問い合わせをするのか、そのような質問をすること自体が差別を助長し、差別意識や偏見を持つていいことになる。差別をなくす取り組みを進めており、そのような問い合わせには、答えられない。』と伝え、名前と連絡先を確認したが、拒否され、一方的に電話を切られた。	再度、全庁的に差別事象マニュアルを周知して、他部局でも同様の問い合わせがあった際に「同和問題」をテーマにした市民向けのセミナー等を開催して市民の理解を深め、部落差別解消に向けた取り組みを進めていく。		

6.「同和地区」に対する問い合わせ事象発生時

■ はじめに

本市では、同和問題の解決に向け、大阪府をはじめ関係団体等によりさまざまな取り組みがなされてきたが、近年でも、窓口等では、同和地区について差別につながるような問い合わせ事例が発生している。こうした行為は、同和問題解決の取り組みに逆行するもので、行政として、問い合わせ者の人権意識を高めて頂けるよう、状況に応じた啓発や情報提供など、適切に対応していく必要がある。

そこで、こうした状況を踏まえ、同和問題の啓発の実効性をさらに高めていくため、課題整理、事例検討等を行い、適切な対応を行うための実効的な方策を「対応方針」としてまとめた。

この方針は、庁舎をはじめさまざまな公共施設を念頭におき、対応にあたって共通する基本的な考え方をまとめたものである。今後、各所属において、保有する施設の状況等、現場の実態に即し、内容の重点化や事例の追加など、さまざまな工夫を加えていくことも想定している。また、問い合わせに一次対応する者が、受付業務等を委託した民間団体の職員である場合には、運用マニュアル等にも活用して頂けるものと考えている。

なお、大阪府においては、土地調査等を行う者による差別につながる土地調査を規制するため、「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」（以下「部落差別調査等規制等条例」と言う。）が平成 23 年 10 月 1 日から施行されている。

また、平成 28 年 12 月 16 日には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が施行され、部落差別が今もなお存在するとともに、部落差別の解消に関する基本理念を定め、国や地方公共団体の責務について明文化された。

こうした状況も鑑み、市全体で、差別につながる問い合わせ事象をなくすための実効的な取り組みを進めていく必要がある。

【方針作成の目的】

市の窓口等において、同和地区の所在の問い合わせがあった場合に、

- ① 窓口で対応する職員に必要な知識・基本姿勢を明らかにし、適切な対応につなげる
- ② 応対を通じ、人権上の課題を把握し、啓発・情報提供等、今後の施策推進に活かす

対応方針

■1 各所属等において必要な条件整備

- 人権行政推進の観点から、市民との接点にある職員に求められる基本姿勢の確認
- 「部落差別の解消の推進に関する法律」（部落差別解消推進法）が2016（平成28）年12月に施行されたことを踏まえ、改めて「同和問題」「同和地区」等についての基本的な認識を各所属で共有しておくこと
- 特に、近年、受付・窓口業務等の外部委託化が進んでいることから、業務を受託する民間企業・団体等の職員に人権研修等を実施し、指導を徹底しておくこと

＜押さえておきたいポイント＞

- ① 受付・窓口業務等の担当職員の人権感覚を高めておくこと
（人権侵害（差別）につながる問い合わせを見逃さない）
- ② 「同和問題」に対する基礎知識・スタンス
 - ・地対財特法の失効は、「同和問題」の解決を意味するのか。
 - ・「同和地区」を忌避しようとする意識の背景と実態。
 - ・部落差別調査等規制等条例改正による、差別につながる土地調査の規制状況も念頭におく。
 - ・事務事業を通じ、差別につながるおそれのある情報発信がないか点検。
- ③ 所属職員へ人権研修等への参加を促すこと

● 本方針における、「同和地区」等についての認識は、下記のとおりとする。

○同和地区

差別の対象とされている被差別部落のこと。但し、そのエリアを確定させる事は極めて困難。

○同和対策事業対象地域

同和対策事業を実施するにあたって、便宜上、線引きされた対象地域。

(平成 14 年 3 月での「地対財特法」の失効により同和対策事業は終了し、実施するための同和対策事業対象地域はなくなった。)

○両者の関係は

必ずしも一致するものではない。地元関係者との協議を踏まえて、同和対策事業を適用する同和対策事業対象地域を設定し、これを同和地区と捉え、特別対策事業を実施した。

○平成14年3月、同和対策事業は終了した。併せて、同和対策事業対象地域も、現在は存在しない。但し、以前に同和対策事業を実施していた経過、歴史は存在している為、その際に適用されていた同和対策事業対象地域の線引きを以て、「旧同和対策事業対象地域」というような表現を用いる事はある。

差別の対象とされる「同和地区」は、今なお存在している。

但し、そのエリアを確定させる事は極めて困難であり、また、行政が新たに線引きする事はあつてはならない。

○これまでの「特別措置法の失効が同和地区における課題の解決を目指す取り組みの放棄を意味するものではなく、一般施策を活用して同和問題の解決に向けた施策を実施していく必要性をはじめ、部落差別が現存する限り、その解決に向けた施策を積極的に推進する必要性がある」との認識および姿勢については、今後も引き続き変わらない。

※平成 13 年 12 月 18 日 八尾市同和対策協議会「平成 14 年度以降の同和行政のあり方についての意見具申」より抜粋

部落差別が現存するかぎりその解決に向けた施策を積極的に推進することが必要であり、その際には、同和問題解決のための取組みを人権問題という本質からとらえ、八尾市人権条例の目的である「すべての人の人権が尊重される社会」の実現をめざして進めていく必要がある。

■2 対応手順と重点ポイント

(1) 各職場における初期対応と情報の共有化

以下のようなキーワードが含まれる問い合わせに対しては、原則として、各職場における初期対応にあたり、本方針に示されたような基本的な対応はできるようにしておくこと。

ただし、人権施策の内容など、人権担当部局でなければ対応が困難な質問があった場合は、問い合わせの問題点を指摘した上で、人権担当部局につなぐこと。

また、人権担当部局においては、これらの情報を集約するとともに、全庁的に情報の共有化を図ること。

(特に、電話交換、窓口業務などを外部委託している場合には、徹底させること。)

<問い合わせの際のキーワード>

- ① ○○地区が「同和地区」かどうかを教えて欲しい。
- ② ○○小学校の校区には、「同和地区」が含まれますか。
(同和教育推進校を教えて欲しい。)
- ③ 「同和问题」について調べているのだが。
- ④ 人権研修のフィールドワークで、地域について学んだのですが。
- ⑤ 「人権コミュニティセンター」、「隣保館」について聞きたい。 etc.

(2) 問い合わせ理由の確認

同和地区の所在に関する問い合わせには、一切応じないというのが、一貫した考え方。しかし、問い合わせの最初の段階で結論だけを告げると、当該窓口での会話が終わり、他の問い合わせ先を探すなど、啓発機会を逸するおそれがある。まずは、問い合わせ理由を聞き、その行動の背景にある意識や動機、事実関係を確認する。

また、状況に応じて、できるだけ名前や連絡先を確認することが望ましい。

(背景情報や連絡先等が確認できれば、問い合わせ者への啓発も、より具体的にできるほか、今後の啓発施策につなげていくことも可能となる。)

<問い合わせ理由のキーワード>

- ① どうして、そのことを知りたいのか。
- ② 同和地区について、何か思いがあるのか。
- ③ そのことを知って、どうしようと考えているのか。 etc.

(3) 回答スタンスを明確に

- ・ 同和地区の所在に関する問い合わせには、一切応じられない旨を徹底すること。
- ・ あいまいな回答など、誤解されるような言動は避けなければならない。
- ・ ただし、高圧的・強制的な口調や、紋切り型の回答を一方的に告げるだけでは、問い合わせ者の意識を変えるようなアプローチができない場合もあるので注意すること。

(4) 相手の状況に即しながら、共感・納得につながるよう、啓発を行う

- ・ 同和地区の所在については、理由とともに、答えられない旨を明確に告げること。
- ・ 同和地区の所在の問い合わせ行為が、問題であることを理解してもらえよう、相手の立場に即して、説得力のある説明を心がける。(マニュアルの朗読調や、一方的な禁止命令調にならない。)
- ・ 問い合わせ者が、「ここでは教えてもらえないので、他所で聞こう」という思いで終わるのでなく、「そうした情報にこだわることは差別につながる。よくないことだ」と気づき、人権意識が少しでも高まるような、啓発効果のある意思疎通に努める。
- ・ 平易でわかりやすい発言に努める。耳で聞いて難しい言葉は、なるべく使わない。

例：×差別を助長させる懸念がある、×思いを増幅させる

- ・ 相手から、同和問題に対する行政のスタンスへの質問や、それに対する意見を求められることも想定される。問われた場合には、明確に答えられるようにしておくこと。ただし、話の展開の中で、特定の行政施策の内容など、細部に入った場合は、問い合わせの問題点を指摘した上で、当該部分の回答については、担当課につなぐこと。

＜説明のキーワード＞

- ① 同和地区の所在を調べたり、それを報告することは、問題となる行為。
- ② 同和地区の情報を聞いたり、伝えることは、差別意識を広げることになる。
- ③ 他人の差別意識を気にすることで、あなたも差別意識を広げることになる。
- ④ 差別的な言動をしなくても、理由もなく忌避することは差別につながる。
- ⑤ 同和地区に対する世間の評価は一面的。先入観を捨てて、自分の判断を大切に。
- ⑥ 人権尊重の社会づくりに向けて、あなたから行動してください。

※参考

〈市民等が、特定の場所が同和地区かどうかを調べることは、法令に違反するのか?〉

⇒ 同和地区であるかどうかの情報だけでは、特定の個人が識別されないが、住民票、その他の情報と結合することで、特定個人が同和地区住民等であることの情報になるため、大阪府個人情報保護条例の定める「社会的差別のおそれのある情報」に該当すると考えられる。

条例では、府民の責務として、「府民は、個人情報の保護の重要性を認識し、自己の個人情報の適切な管理に努めるとともに、他人の個人情報の取扱いに当たっては、他人の権利利益を侵害することのないよう努めなければならない」と定めている。

(4条)

⇒ 府民意識調査でも、同和地区や同和地区住民に対する差別意識が残っていると考えている人が6割以上いる。そのような中で、こうした情報を調べることは、忌避意識の現れであり、差別に同調する行為である。

⇒ 部落差別調査等規制等条例の一部改正では、府民の責務として、「条例の目的に反する部落差別事象を引き起こすおそれのある個人及び土地に関する事項の調査又は調査の依頼をしないよう努めなければならない」と規定している。

※注意

本市以外の行政区域内に同和地区が存在しない場合でも、「同和地区が存在しない」と答えること自体が、同和地区に対する偏見の現れであり、不適切な対応となることに注意。

(5) 人権情報の提供

オプション情報として、問い合わせ者の要望に応じ、人権問題に関する教材や研修機会・相談機会等の情報を提供する。意識の変化を具体的な行動につなげてもらうために、人権についての学習情報の提供、具体的な相談による解決の道筋の紹介等、ケースに応じて適切に対応する。

問い合わせ事象発生！！

例 ①「〇〇町は、同和地区かどうか教えて欲しい」

初期対応

(問い合わせ理由等の確認)

※必要に応じて担当課につなぐ

1. 問い合わせ理由を確認し、状況に応じて、そうした行動が同和地区および同和地区住民に対する差別意識を広げることになることを説明。
2. 同和地区の所在に関する問い合わせには、一切応じられない旨を明確に伝える。(ただし、高圧的、強制的にならないように注意)
3. また、「同和地区が存在しない」と答えること自体、同和地区に対する偏見の現れであり、不適切であることを認識。

説明のポイント

- ・ 問い合わせ理由や背景に応じて、臨機応変に(「対応のポイント」参照)
- ・ 本人に悪意はなくても、そうした行動が差別意識を広げることにつながると理解してもらうことが重要

＜その他 想定される具体例＞

- ① 同和地区かどうか確認したい
- ② 子どもの結婚相手の居住地が同和地区かどうか知りたい
- ③ 同和地区は“こわい”と聞いた
- ④ 同和地区の校区では、教育が心配なのですが
- ⑤ 同和地区の物件の購入は避けたい
- ⑥ 同和地区に住むと、子どもの結婚に影響するので
- ⑦ 同和地区に住むと、地区住民にみなされるので
- ⑧ 同和地区に関わると、世間や親戚の目が気になる
- ⑨ 研究のため、過去の地区情報がほしい
- ⑩ 不動産業者からの問合せ(顧客に教えないとトラブルになる)

人権問題についての研修機会・相談機関等の紹介

- ・ 府や市町村での人権啓発事業に関する紹介・リーフレット等の案内
- ・ 法務局、府一市町村一人権協会等での人権相談や研修会・講演会等への参加につなげる
ことができれば、より効果的

情報の集約・一元化

- ・ 人権政策課に報告。庁内全体への情報共有を図るとともに、大阪府等関係機関への情報提供をルール化

■3 対応のポイント(イメージ)

※ 以下の例は、ポイントを示したもので、これだけで完結するものではありません。
実践的に適切な応対ができるよう、人権研修の内容等に活用してください。

ケース 1: 同和地区かどうか確認したい

「〇〇町は、同和地区かどうか教えてください」

- ・あなたはなぜ、同和地区かどうかをお知りになりたいのですか。今後の施策の参考にさせて頂きたいので、理由を教えてください。(理由確認)
- ・直接、差別的な言動を行わなくても、同和地区の所在を調べたり、気にしたりすることは、同和地区に対する差別意識や偏見を持つていることになります。(問題点の指摘)
- ・そのような問合せには、お答えできません。(基本回答)
- ・社会から、人権侵害事象を根絶するため、ぜひ、ご理解・ご協力ください。
- ・もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。このような問い合わせが差別問い合わせになることについて、改めてご説明させていただきます。

ケース 2: 子どもの結婚相手の居住地が同和地区かどうか知りたい

「子どもの結婚相手が〇〇に住んでいる。同和地区かどうか知りたい」

- ・なぜ、同和地区かどうかを知りたいのですか。何が気になるのですか。(意識確認)
- ・結婚に関わって、同和地区かどうかを気にし、調べることは、差別に同調することになります。そのような問合せには、お答えできません。(基本回答)
- ・同和地区の所在を調べたり、気にすることは、同和地区に対する差別意識や偏見を温存させることになります。生まれた場所、住んでいる場所を理由にした差別があつてはなりませんよね。部落差別事象をなくしていけるよう、ご協力ください。
- ・また、結婚は本人どうしの意思で決まる問題ですから、それを尊重してあげることが(親として)大切なことではないでしょうか。(役割)
- ・もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。このような問い合わせが差別問い合わせになることについて、改めてご説明させていただきます。

ケース 3:同和地区は“こわい”と聞いたのですが

「同和地区（に住んでいる人）は“こわい”って聞いたのですが」

- ・それは誰から、どういったことに対して、言われたものですか。（情報経路の確認）
- ・実際に何か経験されたのですか。こわいと決めつけるのはおかしいと思いませんか。
あなたの中に、同和地区を避けようとする意識はありませんか。（差別意識の存在）
- ・根拠のない噂を鵜呑みにして、偏見を持つてしまうことは、差別をひきおこしかねず、
大変な問題ともなりかねません。（問題点の指摘）
- ・人は一人ずつ個性をもった存在です。偏見にとらわれず、例えば、地域のイベントなど
にも参加して、地区の方とお話ししてみるなど、ご自分で積極的に行動されてみてはい
かがでしょうか。（提案）
- ・もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。このような問い合わせが差
別問い合わせになることについて、改めてご説明させていただきます。

ケース 4:同和地区の校区では、教育が心配なのですが

「教育レベルが低かったり、授業が人権教育ばかりで、成績に影響が出ないか心配です」

- ・親として、子どもの教育問題が気になるのはよくわかります。（受容）
- ・学校では、教育内容もそれぞれ工夫されており、教育レベルも、他校との比較は単純には
できません。同和地区を校区とする学校であるかどうかは関係ないですよ。
- ・人権教育は、人として最も大切な事柄を学ぶものです。人権の取り組みが進んでいる学
校は、子どもにとって学びやすい学校ですよ。（人権教育の重要性）
- ・親が、偏見や先入観をもつことは、お子さんの教育にもよくないことです。
- ・教育は学校と保護者、地域全体で作るものではないでしょうか。その上で、具体的な問
題があれば、いつでもご相談ください。（役割と展望）
（具体的な学校名がわかれば、教育課程等、直接、問い合わせせてもらうこともあり）

ケース 5:同和地区の物件の購入は避けたい

「〇〇が同和地区内の物件なら、売るときに値段が下がると聞いたので避けたい」

- ・不動産の価値はさまざまな条件で決まるもので、将来の値段は予測できません。（説明）
- ・一概に言えないとは思いますが、環境、利便性、価格等、その物件の現在の価値をどの
ように判断されるかだと思います。同和地区を理由に避けるのは、部落差別につながる
忌避行為です。（問題指摘）
- ・また、土地について、同和地区であるかないかの調査や、他人への調査依頼は、差別
につながる、問題となる行為です。そうした行為をしないようお願いします。
- ・一人ひとりが、偏見をなくしていくことで、同和問題の解決につながります。（展望）
- ・もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。このような問い合わせが差別
問い合わせになることについて、改めてご説明させていただきます。

ケース 6:「同和地区」に住むと、子どもの結婚に影響するの？

「同和地区に住むと、子どもや親戚の結婚に影響がないかと心配なのですが」

- ・ 同和地区に住むことで、何か影響がないか心配なのですね。なぜ、そのように心配されるのでしょうか。（同和地区に対する意識の確認）
- ・ 行政も同和問題の解決に取り組んでいますが、市民のみなさん、一人ひとりが偏見をなくし、意識を変えて頂くことが大切です。
- ・ ぜひ、同和問題に対する理解を深めて頂くようお願いします。
- ・ もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。このような問い合わせが差別問い合わせになることについて、改めてご説明させていただきます。

ケース 7:同和地区に住むと、地区住民とみなされないか心配

「同和地区に住んだり、同和地区と関わると、地区出身者とみなされそうで嫌なのです」

- ・ なぜ、そのように思いなのですか。あなた自身が、同和地区や地区住民に対して、わだかまりや、差別意識があるということですか。（意識の確認）
- ・ 社会では人権啓発が進められており、行政も積極的な啓発活動に取り組んでいます。さらに、同和問題の解決に向けて大切なのは、市民一人ひとりの差別をなくしたいと思う毅然とした意識です。
- ・ あなたが積極的に差別的な言動を行わなくても、そうした偏見や忌避行為が、結果として同和問題の解決を妨げているのです。
- ・ あなたがそういった理由で引越しをやめてしまうと、結果的に新たな差別を生み出していることになりませんか。周りに合わせて態度を決めるのではなく、差別を許さないという考えを行動に結び付けてください。（責任）
- ・ もしよろしければ、市役所や関係施設に人権問題に関する冊子やパンフレットを置いていますので、一度参考になさってください。（啓発機会の提供）

ケース 8:研究のため、過去の地区情報がほしい

「郷土史を研究している。図書館に、〇〇の昔の村区分と名称が表示された地図はあるか」

- ・ どのような研究をされているのですか。（確認）
- ・ 過去の書籍等の閲覧を一律に規制しているわけではありませんが、ご要望の地図は、差別につながる情報が記載されているため、基本的には閲覧をお断りしています。（基本回答）
- ・ ご相談には乗りますので、よろしければ一度ご来館ください。

ケース 9:世間や親戚の目が気になる

「私は差別するつもりはないのですが、同和地区に関わると、世間や親戚の目が心配なので」

- ・“世間”とはどこのことですか。世間より、自身の考え方が大切ではないでしょうか。周りの目を気にして態度を決めるのではなく、ご自分が正しいと思われたことを選択されたらよいと思います。(姿勢確認)
- ・人権啓発が進められており、部落差別をなくそうという人が増えています。(差別解消)
- ・同和地区内外の交流を進め、人権尊重のまちづくりも進んでいます(積極的動向)
- ・あなたは、差別するつもりはなくても、他人の差別意識を気にして、同和地区や同和地区住民の方々を忌避した行為をとることで、差別をより広めていく結果につながります。(責任)
- ・もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。このような問い合わせが差別問い合わせになることについて、改めてご説明させていただきます。
- ・研修会や、講演会なども参加してみたいかですか。視野が広がり、新しい気づきが得られると思います。(提案)

ケース 10:不動産業者からの問合せ

「同和地区の物件かどうかを気にされるお客さんがいるので、情報をもらえないか」

- ・それは差別につながる情報です。貴社は、こうした情報を提供しても問題ないと考えているのですか。(確認)
- ・営業のためでも、差別につながる情報の提供は、会社の信頼を大きく損ねますよ。
- ・また、大阪府では、条例で、部落差別事象を引き起こすおそれのある、個人及び土地に関する調査、報告を規制することとしています。(平成 23 年 10 月 1 日施行)
- ・事業者も、人権尊重の社会づくりに向けて、大きな役割が期待されています。部落差別事象をなくしていくためにも、お客さんにも、ぜひ、話をしてみてください。配付用の啓発資料等、お送りしたいので、貴社の連絡先を教えてくださいませんか。

ケース 11:市内に同和地区があるか確認したい

「部落差別解消推進法のことを知ったのですが、市内に同和地区はあるのですか」

- ・（同和地区の有無を答えず）なぜ、同和地区があるのかを知りたいのですか。何か気になることがあるのですか。（意識確認）
- ・直接、差別的な言動を行わなくても、同和地区の所在を調べたり、気にしたりすることは、同和地区に対する差別意識や偏見を持つことになり、差別を助長することになります。（問題点の指摘）
- ・本市におきましても、同和問題に関する事象が発生するなど、残念ながら部落差別が依然として存在しています。
- ・差別解消に向け、本市では、講演会等、人権啓発活動に努めています。案内を送りたいので、もしよろしければ、お名前と連絡先をお教え頂けませんか。

※上記以外にも、次のような視点からの問い合わせも考えられるので、注意が必要

- ・「人権教育は、子どもの人格形成にとっても大切なことだと考えている。人権の取り組みが進んでいる学校に子どもを就学させたいので、そのような学校を教えてほしい。」
- ・「同和地区は公共施設も充実し、コミュニティ活動も活発でとても暮らしやすいと聞いた。事情により引越しを考えているが、ぜひ同和地区に住みたいので、同和地区を教えてほしい。」

■ 補足

- ・実際の対応では、問い合わせ者の納得をなかなか得られなかったり、威圧的な口調などで、想定どおりの対応が困難な事例もある。次ページに掲載している「同和地区の問い合わせ事例」も参考に、施設に応じた対応を検討しておくことが望ましい。
- ・電話、来庁者に限らず、問い合わせ者から、名前や連絡先を聞いた場合は、個人情報として適切に保管管理すること。

■同和問題のこと

同和問題とこれまでの取り組み

明治時代になって、封建社会の身分制度は廃止されました。しかし、武士、農民、町人とは別の身分とされていた人たちが居住した地域の出身・在住であることを理由に、現在でも嫌われたり、避けられたりするという問題が続いています。これが同和問題で、日本だけにある人権問題です。

身分制度が廃止されたとき、十分な対策がとられなかったため、その後も差別意識が残されました。

1965(昭和 40)年に出された国の同和対策審議会の答申は、同和問題を居住権や教育権などの基本的人権が保障されていない問題であると示しました。

この答申を受けて、財政上の特別措置を講じるための法律が定められ、地域の住宅や道路など著しく劣っていた生活環境を改善する事業等が、1969(昭和 44)年から 2002(平成 14)年までの 33 年間にわたり実施されてきた結果、かつての同和地区の状況は大幅に改善されました。

同和問題の現状

2010(平成 22)年度に実施した「人権問題に関する府民意識調査」によると、同和地区や同和地区の人に対する差別意識が今も残っているかどうかについて、半数以上(53.5%)の人が「差別意識は薄まりつつあるが、まだ残っている」と考えており、「差別意識はいまもあまり変わらず残っている」(13.2%)、「差別意識はさらに強くなっている」(0.3%)とあわせると、67.0%の人が差別意識はいまも残っていると考えています。

また、住宅を選ぶ際に、同和地区内の物件を忌避すると思うと回答した人は、「同和地区の地域内であれば避けると思う」という人が 55.0%、「小学校区が同和地区と同じ区域内になる場合は避けると思う」という人が 42.9%となるなど、なお差別意識の解消が十分に進んでいないことも明らかになりました。

同和問題を解決するためには、この問題に関して、わたしたち自身が自分自身の問題として考えていくことが大切です。わたしたち一人ひとりが周りに合わせて自らの態度を決めるのではなく、同和問題を十分理解し、生まれた場所や住んでいる場所を理由にした差別を許さないという考えを、自らの行動に結び付けていく必要があります。

八尾市では

八尾市においても、特別法や八尾市同和対策協議会(以下「本市同対協」という。)の意見具申等に基づき、同和問題の解決に努めてきたところですが、「地対財特法」の失効を控え、2001(平成 13)年 12 月に「本市同対協」より「平成 14 年度以後の同和行政のあり方について」の意見具申(以下「本市同対協意見具申(平成 13 年)」という。)が出され、法失効後は一般施策を活用して、残された課題の解決に努めることとなりました。

八尾市では、2021(令和3)年度より八尾市第6次総合計画（八尾新時代しあわせ成長プラン）（以下「本市総合計画」という。）がスタートしました。

「本市総合計画」では、「一人ひとりの人権が尊重される差別のない社会の推進」を施策に掲げるとともに、あらゆる施策の推進において、同和問題などさまざまな人権課題の解決に向けて、人権尊重の視点を持ちながら取り組んでいくこととしています。

また、2019(令和元)年7月に八尾市より八尾市人権尊重の社会づくり審議会に「部落差別の解消に関する施策の方向性について」諮問し、同審議会より2021(令和3)年12月に「八尾市部落差別解消推進基本方針」（答申）として提言いただき、現在も引き続き、関係部局と連携しながら答申内容を具現化できるよう進めています。

部落差別調査の規制

1975(昭和50)年以降、同和地区の名称や所在地、戸数、主な職業などを記載した書籍「部落地名総鑑」が売買され、結婚などの身元調査用に興信所で使用されたり、就職者の身元調査用に企業などが購入したりする事件が発覚し、大きな社会問題になりました。

これを契機に、大阪府では、1985(昭和60)年に「大阪府部落差別事象に係る調査等の規制等に関する条例」を定め、興信所・探偵社業者の差別調査に対して法的規制を行うこととなりました。2011(平成23)年に差別につながる土地調査の事実を受け、条例の一部を改正。

条例は、同和地区に居住していることや過去に居住していたことなどを理由として結婚に反対したり、婚約を破棄したりする結婚差別や採用試験において不利な取扱いをしたり、採用しなかったりする就職差別等の発生を防止し、府民の基本的人権の擁護に資することを目的としています。

条例では、

○府民は、部落差別を引き起こすおそれのある調査の依頼等をしない。

○興信所・探偵社業者は部落差別につながる調査や報告等を行わない。

○土地調査等を行う者は、同和地区の所在地の一覧表の提供及び教示等を行わない。

○大阪府は、国・市町村と協力して、条例の目的達成のために必要な啓発をする。

と、府民、興信所・探偵社業者、土地調査等を行う者及び大阪府それぞれの役割を定めています。

また、国においては探偵業について必要な規制を定め、その業務の適正を図ることにより、個人の権利利益の保護に資することを目的に、「探偵業の業務の適正化に関する法律」が制定され、2007(平成19)年6月1日に施行されました。

法律では、

○人の生活の平穏を害する等、個人の権利利益を侵害することがないようにしなければならない。

○探偵業者は、調査結果が犯罪行為、違法な差別的取扱いその他の違法な行為のために用いられることを知ったときは、当該探偵業務を行ってはならない。

などの規定が定められており、この法律に違反した場合は、指示や命令などの行政処分や罰金などの罰則が適用されます。

戸籍謄本等不正入手・身元調査事件への対応

2005(平成 17)年以降、戸籍謄本等の不正入手事件が次々と明らかになりました。また、部落地名総鑑が大阪市内の興信所において発見されるなど、不正入手された戸籍謄本等が差別身元調査に使用されているのではないかと危惧されるような状況が生じています。

本市では、2013(平成 25)年に、登録型「本人通知制度」を導入し、戸籍謄本等の不正請求の抑止に向けた取り組みを進めています。

また、部落地名総鑑については、2016(平成 28)年 4 月に、川崎市の出版社「示現舎」が書籍「全国部落調査」の復刻版を出版・販売するという動きがあると、大阪府をはじめ、関係団体などから情報提供がありました。本市としても、このような書籍の出版・販売は、部落差別を助長するものであり、到底容認できるものではないと認識しており、関係機関に対して、情報提供を行っています。

差別文書投函事象への対応

2015(平成 27)年 5 月に、市内において、職業、結婚、住居などの同和問題に関する差別文書がポスト等に大量に投函されるという差別事象が発生しました。この事象は、大阪府や兵庫県の民間団体や公共施設等に対しても、4 月以降に本市と同一内容の差別文書が郵送されたり、ポスト等に大量に投函されるなど、府県をまたぐ広範囲かつ大規模なものでした。

本市では、この差別事象は、根深い差別意識や偏見に満ちた、かつて例をみないほど悪質極まりないものであり、本市が今進めている地域分権の取り組みを活かして、市民とともに、啓発活動などの取り組みを進めています。

部落差別の解消の推進に関する法律(部落差別解消推進法)の成立

現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制等の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的として、2016(平成 28)年 12 月に、部落差別の解消の推進に関する法律が成立しました。

えせ同和行為の排除

同和問題の解決を阻む大きな要因になっているものの一つに、いわゆる「えせ同和行為」の横行があります。

えせ同和行為とは、同和問題を口実として、高額な図書や機関紙を売りつけたり、寄付金、賛助金・融資を強要するなど不当に利益を得る行為を指します。えせ同和行為は、府民に同和問題に対する誤った差別意識を植え付けるとともに、国、地方公共団体、民間運動団体等が永年にわたって努力してきた同和問題の解決のための啓発活動及び教育の効果を覆すことにもなりかねません。

えせ同和行為に対処するためには、同和問題に関する正しい知識を得ることを通じて、そのような行為に対して、毅然とした態度で臨むことが重要です。また、窓口担当者に対応をまかせきりにするのではなく、組織全体の問題として対応することも大切です。具体的な要求を受けたときは、法務局、警察、弁護士会へ相談してください。みんなで力をあわせ、えせ同和行為を排除しましょう。

7. えせ同和行為対応の手引

基本的注意事項

1 基本的姿勢

えせ同和行為に対する基本的姿勢は、違法・不当な要求は断固として拒否することにある。

応ずることのできない違法・不当な要求を拒否するのは当然のことであって、たとえその要求が同和问题への取り組み等の名目で行われても結論は同じである。

2 こわいものという意識を捨てること

同和问题の名の下に不当な要求をする者は、そのことによってもはや同和问题を論じる資格はないというべきである。その者の要求行為は、えせ同和行為そのものであり、恐れる必要のないものである。

3 初期の対応

最初から一貫して、毅然とした態度で対応する。

最初の対応の誤りが事件を拡大させるので、最初に相手にすきを見せたり、脈ありと思わせてはならない。

4 安易な妥協はしないこと

えせ同和行為者は、弱い者に強く、強い者には弱い。したがって、安易な妥協をすると、更につけ込まれる。その場しのぎの安易な妥協は、火に油をそそぐ結果となる。

例えば、えせ同和行為者は、刑事事件となることを怖がって、具体的な金銭の要求をせず、「誠意をみせろ」「善処しろ」などと攻めてくるが、それに根負けして金銭で妥協してはならない。

5 脅しを恐れないこと

えせ同和行為者自身、刑事事件となることを怖がっているため、激しい言葉を発言しても実際に暴力的行為に出ることはまずない。仮に、暴力的言動があった場合には、直ちに警察への要請、通報など法的手続をとるべきである。

6 同和问题への取り組みを非難された場合

同和问题への取り組みや同和研修の在り方を口実に不当と思われる要求を受けたときは、相手方に対し、「法務局に申し出て、それが人権侵害になるかどうか、また、今後どうすべきかについて、法務局の処理に委ねたい。」と伝える。その後速やかに法務局に相談して態勢を整える。

7 弱みを追及された場合

弱みを追及された場合でも、密室での取引を排して、紛争の適正妥当な解決を図るための正当な手続によるべきである。

相手の指摘する内容が仮に事実であるとしても、法的な観点から見れば、損害賠償等を認めるには、故意過失の有無、賠償の対象になるかどうか、適正妥当な賠償額はどうかなどの検討を要する。したがって、それらの検討をしないまま、安易に相手の要求を認めたり、謝罪的な発言をしてはならない。

事務上の過誤等の処理は、法律に従った正しい手続によって行うべきであり、それを口実にする相手方の違法・不当な要求は、断固として拒否すべきである。

8 組織全体で対応

えせ同和行為に対しては、組織全体で対応すべきである。不当な要求を受けた場合は、個人的に、その要求に応ずるべきではない。相手は、個人的な対応の不備等を口実にして組織に対し、より大きな要求をしていくことが多いので、所属長に報告のうえ指示を求めるなど、組織全体として対応すべきである。

9 官公署の影響力が利用された場合

えせ同和行為者は、企業に対して不当な要求をする場合、その手口として、その企業の監督官庁等に連絡を取り、その官庁の企業に対する影響力を悪用しようとすることが多い。

各行政機関は、都道府県単位の「えせ同和行為対策関係機関連絡会」への参加を通じるなどして、えせ同和行為の排除に積極的に取り組んでおり、えせ同和行為者に加担することはないので、このようなえせ同和行為者の手口にだまされないようにしなければならない。

10 法務局への相談

法務局・地方法務局の本局及び支局では、えせ同和行為の排除のための相談を受け付けており、必要に応じて、警察、弁護士会と連絡をとる体制を敷いているので、同和問題を口実にする不当な要求を受けたときは、法務局に相談する（参照：えせ同和被害者相談窓口）。

11 警察への連絡等

警察は、えせ同和行為者の排除に積極的に取り組んでいる。

現在、都道府県警察では、「企業対象暴力対策本部」等を設置して、暴力団やえせ同和行為者等に関する企業からの各種相談に対応しているほか、これらとの関係遮断に取り組む企業に対しては情勢に応じて必要な警戒を行うなど、関係者の身の安全を確保するための保護対策を実施している。暴力団やえせ同和行為者等から不当な要求を受けた場合又は受けるおそれがある場合には、次のように対処する。

- (1) 警察本部（刑事部暴力団対策課等）、最寄りの警察署又は暴力追放運動推進センターに速やかに連絡を取り、対応等について助言を受ける（参照：えせ同和被害者相談窓口）。
- (2) 緊急を要する場合は、ためらうことなく110番通報する。

12 弁護士への相談

- (1) 日本弁護士連合会（日弁連）は、民事介入暴力対策委員会を中心に、えせ同和行為の排除に取り組んでいる。また、そのために各都道府県にある弁護士会に民事介入暴力被害者救済センターを置き、えせ同和行為者に対する対応について相談を受けている（参照：えせ同和被害者相談窓口）。
- (2) えせ同和行為は、かなり知能犯的である場合が多いので、弁護士にもよく相談し、事案に応じてその解決を弁護士に依頼する。
- (3) なお、民事上の手続として、以下のものが挙げられる。これらの手続について、弁護士と相談することも有益である。

ア 内容証明郵便の送達

相手方の行為が継続すると予想される場合には、法的手続をとる前に内容証明郵便を送達する。内容証明郵便には、次のような事項を記載することが考えられる。

- ① 相手方の行為が刑法上脅迫罪・強要罪・恐喝罪等を構成すること（あるいは民法上不法行為となること）。
- ② 弁護士に依頼済みのときは、今後の連絡は弁護士事務所あてにされたいこと。
- ③ 違法行為があるときは、断固として法的手続をとる意思があること。

イ 仮処分の申請

不作為の仮処分（面談禁止、架電禁止、立入禁止、業務妨害禁止等）の申立を裁判所に対して行う。

※ 仮処分決定を得ることにより、禁止事項が明確になり、相手方の動きが止まる効果が期待できる。

ウ 債務不存在確認の訴えの提起等

些細な誤りにつけこみ損害賠償を求めてくる場合には、相手に対して訴訟を提起するよう促し、これに応じないときは、逆に債務不存在確認の訴えを提起するなど、紛争を裁判によって解決する方策をとる。

具体的対応の要点

1. 面談する場所は、自分の管理が及ぶ範囲内とする。呼び出しがあっても、相手の要求する場所には出向かない。
2. 対応は、担当者が行い、幹部を出さない。
3. 対応は、必ず2名以上で行う。
場合により、弁護士に交渉を委ねたり、弁護士を立ち会わせたり、又は弁護士、警察官に待機してもらうなどする。
4. 相手方を確認する。
相手方の氏名、所属団体、所在（場合により電話番号）等を確認する。他人の代理人と称する場合には、その関係、委任の事実の確認をする。
5. 話の内容は、面接の場合でも電話の場合でも、できるだけ録音するか、又は詳細に記録をとる。相手方がそのことを指摘した場合には「上司に報告するため。」と言う。
関連していると思われる無言電話も、その時間、状況等を記録しておく。
6. 相手の話はよく聞き、その趣旨、目的を明確にしておく。
7. 言動には特に注意する。
 - (1) おびえず、あわてず、ゆつくりと応対し、無礼な態度を見せないよう注意する。
相手方の挑発にのってはならない。まして、相手方を挑発してはならない。
 - (2) 相手方の要求に応じるべきでないと考えたときは、例えば「当方としては、あなたの要求には応じられません。これ以上お話ししても結論は変わりません。どうぞお引き取りください。」などと明確に答え、「検討する。」とか「考えてみる。」など、相手方に期待を抱かせる発言をしてはならない。
 - (3) 当初の段階で「申し訳ありません。」「すみません。」など、自らの非を認める発言をしてはいけない。
 - (4) 相手方が念を押したときは、「はい。」「いいえ。」で答えず、自らの主張を繰り返す。
 - (5) 誤った発言をした場合は、その場で速やかに訂正する。
8. 相手方の要求に即答、約束をしない。
「一筆書け。」と言われても書く必要はないし、書いてはならない。いかなる場合でも署名、押印をしない。
9. 特別の事情がない限り、自ら相手方に電話をしない。その約束もしない。

えせ同和行為被害者相談窓口

- 大阪法務局人権擁護部

住所 大阪府中央区谷町2-1-17

電話 06-6942-9496／0570-003-110

- 大阪府えせ同和行為対策関係機関連絡会(大阪法務局人権擁護部内)

電話 06-6942-9492

- 大阪府警察本部刑事部捜査第四課(暴力団・けんじゅう110番)

住所 大阪府中央区大手前3-1-11

電話 06-6941-1166

- 公益財団法人 大阪府暴力追放推進センター

住所 大阪府谷町2-3-1ターネンビルNO.2

電話 06-6946-8930

- 大阪弁護士会総合法律相談センター

住所 大阪府北区西天満1-12-5

電話 06-6364-1248

8. その他(基礎知識)

● 世界人権宣言

第1条

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等である。

● 日本国憲法で保障される基本的人権

基本的人権の尊重は日本国憲法の柱の1つで、侵すことのできないものであると規定されている。

この日本国憲法には3つの権利が保障されている。

一つ目は自由権である。国民生活に国家権力が干渉しないように求める権利であり、身体
の自由、精神の自由、経済活動の自由がある。

二つ目は平等の権利である。法の下で、誰もが平等な扱いを受ける権利である。

三つ目は社会権である。経済上の不平等が社会問題となった結果、すべての人間に、人間
らしく豊かな生活を保障することが基本的人権として認められるようになった。(生存権、
教育を受ける権利、労働者の権利)

■日本国憲法(抜粋)

第11条(基本的人権の享有)

国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本
的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

第13条(個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉)

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利
については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必
要とする。

第14条(法の下での平等)

すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地によ
り、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

人権教育・啓発の推進

2000(平成12)年には、人権教育・啓発に関する施策の推進についての国、地方公共団体及
び国民の責務を明らかにした「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が公布・施行さ
れ、この法律を具体化するための「人権教育・啓発に関する基本計画」も2002(平成14)年3
月に策定した。

「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」における国、地方公共団体、国民の責務

○国の責務

人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければならない。

○地方公共団体の責務

国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施しなければならない。・・・「八尾市人権教育・啓発プラン」

○国民の責務

人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

八尾市人権尊重の社会づくり条例

○八尾市人権尊重の社会づくり条例とは

平成 13 年 3 月の市議会で、「八尾市人権尊重の社会づくり条例」が成立し、4 月 1 日より施行した。

私たちは世界人権宣言の趣旨及び日本国 憲法における基本的人権尊重の理念に基づいて、一人ひとりの人権が尊重される社会の実現に取り組んできましたが、今もなお、世界中で戦争をはじめとする人権侵害が後をたっていない。国内においても、社会的身分や人種、民族、性別、障がいのあることなどにより人権が侵害されている。

このような現実を踏まえて、私たちは一人ひとりが、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、あたたかい心でまじわり、人間愛をもってお互いの人権を尊重するということが大切なのではないか。

この条例は、人権尊重の社会づくりの取り組みを地域から主体的に進めていくことに、大きな意義があるものである。

一人ひとりの市民の人権が尊重される社会をめざすためには、どうすればよいのか。

条例では、市の役割、市民の役割についても明らかにしており、市と市民が連携、協力して人権尊重の社会の実現に向けて努力していこうと述べている。

今後は、八尾市人権尊重の社会づくり審議会のご意見をうかがいながら、人権尊重の社会づくりに努めることとしている。

21 世紀が、真に人権の世紀となるよう、市民の皆さんのご理解とご協力をお願いする。

八尾市条例第 11 号

八尾市人権尊重の社会づくり条例

私たちは、「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である」とうたう世界人権宣言の趣旨及び基本的人権の享有と法の下での平等を定めた日本国憲法の理念に基づき、一人ひとりの人権が尊重される社会づくりに取り組んできた。

しかしながら、今日もなお、社会的身分、人種、民族、性別、障害のあること等により人権が侵害されている現実がある。

すべての人の人権が尊重されるためには、私たち一人ひとりが人権を行使するに当たり、自らが社会の構成員としての責任を自覚し、あたたかい心でまじわり、人間愛をもってお互いの人権を尊重するということが大切である。

私たちは、ここに、より一層、人権が尊重され、共に認め合い、幸せに暮らせる社会づくりに取り組んでいくことを決意し、この条例を制定する。

(目的)

第 1 条 この条例は、人権尊重の社会づくりを進めるに当たっての、市と市民の役割を明らかにするとともに、人権に関する施策の総合的な推進を図り、もってすべての人の人権が尊重される社会の実現をめざすことを目的とする。

(市の役割)

第 2 条 市は、前条の目的を達成するため、あらゆる施策の実施に当たり、人権尊重の視点を踏まえるとともに、人権に関する必要な施策を推進するものとする。

(市民の役割)

第 3 条 市民は、家庭、地域、学校、職場等あらゆる場において互いに人権を尊重し、市とともに自らがまちづくりの担い手として、人権尊重の社会の実現に努めるものとする。

(推進体制の充実)

第 4 条 市は、市民、事業者、公共的団体及び関係行政機関等と連携を図りながら、人権尊重の社会づくりを推進する体制の充実に努める。

(人権尊重の社会づくり審議会)

第 5 条 人権尊重の社会づくりに関する事項について意見を聴くため、八尾市人権尊重の社会づくり審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、委員 20 人以内をもって組織する。

3 委員は、学識経験者その他市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

4 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 3 条の規定は、市民に対し強制するものと解釈してはならない。

3 本条例各条の適用にあたっては、市議会の議論を踏まえ、常に行政の自主性を堅持するとともに、公平中立及び透明性の確保を図り、財政負担の均衡に努めるものとする。

第2次八尾市人権教育・啓発プラン(改定版)

八尾市では、すべての人の人権が尊重される社会づくりに向け、2016（平成 28）年に「第2次八尾市人権教育・啓発プラン」を策定、2021（令和 3）年に改定し、人権意識の高揚にかかるさまざまな取り組みを進めてきた。

2025（令和 7）年度において、プラン改定から 5 年が経過することから、社会状況の変化や法制度の変更、新たに発生している課題等への対応、市の総合計画をはじめとする関係計画等との整合性を図るため、『(仮) 第 3 次八尾市人権教育・啓発プラン』の策定を予定している。

今後も市民と協働で、人権が尊重される社会の実現に向けて、本計画の推進に努めていく。



人権ってなに？

「人権」とは、「人が人らしく幸せに生きていくための権利」である。誰もが生まれながらに持っている、誰からも侵されることのない基本的な権利である。

「人権」は、一人ひとりの人間を個人として尊厳するという考え方から生まれた。これは、自分の命や身体、個性や価値観を大切にすることである。「人権」は、弱い立場に置かれた限られた人たちに対する差別や虐待などという狭い問題ではなく、私たち一人ひとりの生活全般に関わる身近で範囲の広いものであり、「人権」を自分自身にかかわる問題として気づき・感じ・考え・行動することが大切である。

人権問題の現状

私たちの身の周りには、同和問題をはじめとして、女性、障がい者、高齢者、子ども、外国人、インターネットを悪用した人権侵害などに関わるさまざまな人権問題が存在している。

私たちは、誰もが平等で幸せに生活できるようお互いを尊重し、力を合わせて人権を大切にする社会を築くことで、はじめて一人ひとりが豊かに生きることができると考える。

気づく・考える・行動する

人権侵害は、する人（加害者）とされる人（被害者）、同調する人（同調者）やあおる人（扇動者）だけの問題ではない。問題を知っていて知らないふりをする人（傍観者）や、自分には関係のない問題だと思っている人（無関心者）も「加害者」と同じ立場だといえる。

人権侵害に気づき、なくそうと行動していくことこそが、人権問題の真の解決につながるのである。

一人ひとりの願い

すべての人は平等であり、人権はすべての人に保障されている。市民一人ひとりが身近なところから人権について考え、地域社会のあらゆる場を通じて積極的に行動し、すべての人の人権が尊重される住みよいまちづくりに努め、21 世紀が真に豊かな「人権の世紀」となるよう、みなさんのご理解とご協力をお願いする。

